

平成30年度 第21回庁議要旨

日時：平成31年2月4日（月）
午前9時～午前9時45分
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市牡鹿地区市民バスの使用料の改定について（牡鹿総合支所・復興政策部）

牡鹿地区市民バスの使用料については、石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の規定により乗車区間に応じた料金区分としているが、東日本大震災による生活環境の極端な変化に対応して、平成23年12月から特例措置として乗車1回につき100円で運用してきたところである。

震災後の牡鹿地区の生活環境は、住宅の高台移転等が完了したものの小売店等の消費生活環境が整っていないことから、ミヤコーバスに乗り継ぎ、渡波・鹿妻地区の商業施設に通わざるを得ない状況にある。

特例措置を廃止した場合、バス利用者の大幅な負担増となることから、その影響を緩和するため、牡鹿地区市民バスの使用料の見直しを図るもの。

(1) 主な内容

【東日本大震災に伴う使用料の見直し】

区 分	本則規定による使用料	改 正	現 行
		特例措置による使用料	
定額区間内で乗車する場合	200円	平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、乗車1回につき200円	当分の間、乗車1回につき100円
定額区間を一つ越えて乗車する場合	300円		
定額区間を二つ以上越えて乗車する場合	400円		

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の一部改正について提案（平成31年4月1日施行）

4月 改定使用料の施行

2 石巻市夜間急患センターにおける休日（昼間）の外科診療の開始について（健康部）

休日当番医については、石巻市医師会等に委託し、内科・外科・小児科・産婦人科・歯科の診療を実施しているが、市内開業医の高齢化・閉院等により、外科は全ての日曜・休日に当番医を配置することが困難となっている。

平成29年12月に石巻市医師会から市長に対し、夜間急患センターにおける外科休日当番の実施について要望書が提出され、夜間急患センター運営審議会等において検討を重ねてきた。

外科医師派遣元である東北大学病院や石巻赤十字病院等の協力をいただき、平成31年度から診療時間変更等により実施することについて協議が調った。

市内診療所が休診となる日曜日や休日における市民の急病に対する不安を解消し、一次救急医療体制を確保するもの。

(1) 主な内容

夜間急患センターにおいて新たに休日（昼間）の外科診療を開始する。

① 診療実施日

日曜日及び休日（お盆期間（8/14～16）及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）

※お盆期間及び年末年始は、石巻赤十字病院で対応する。

② 診療日数

64日（平成31年度）

③ 診療開始

平成31年5月より

④ 診療時間

午前9時から午後5時まで

※これまでの夜間診療（午後6時～翌日の午前6時）からのシフトで対応する。

※当日夜間の診療時間は午後6時から午後9時までとし、午後9時以降の一次救急患者は、石巻赤十字病院で対応する。

これに伴い、石巻市医師会に委託している外科休日当番医業務を終了する。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会へ石巻市夜間急患センター条例の一部改正について提案
（平成31年5月1日施行）

3月 石巻市夜間急患センター条例施行規則の一部改正（平成31年5月1日施行）

5月 休日（昼間）の外科診療開始（市報及び市HPに掲載予定）

3 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について（福祉部）

母子家庭又は父子家庭の親（以下「ひとり親家庭の親」という。）においては、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることが困難な状況におかれている場合が多いことから、本市においても、平成22年度より、「自立支援教育訓練給付金」及び「高等技能訓練促進費等」の交付事業を開始し、ひとり親家庭の就労支援による自立の促進を図ってきた。

平成23年度全国母子世帯等調査では、ひとり親家庭の親の約13.8%の最終学歴が中学校卒業となっており、国においては平成27年度に「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を創設した。

ひとり親家庭の親等又は児童の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくもの。

(1) 主な内容

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親等又はその親等に扶養されている20歳未満の児童に加え、現にひとり親家庭の親に扶養されている20歳以上40歳未満の子に対し、市が適当と認めた高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）を受講した場合、対象講座の費用の一部を支給するもの。

【助成対象者】

- ① 石巻市内に住所を有する者であること。
- ② ひとり親家庭の親等が児童扶養手当の支給を受けている者であること又は当該手当の支給を受けているものと同等の所得水準にあること。
- ③ 支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

※高等学校卒業生、大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得しているものは対象外とする。

(2) 今後の予定

平成31年2月 市議会第1回定例会に関連予算を提案
3月末 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱制定
(平成31年4月1日施行)
4月～ 補助金の申請受付開始
市ホームページ及び市報により周知

4 石巻市産業創造助成金制度の見直しについて（産業部）

近年、本制度の利用件数が減少傾向にあることから、市内の企業訪問を実施した結果、「制度を知らなかった」、「申請手続きが煩雑である」、「利用回数に制限があって使いづらい」といった意見が得られたほか、社内での技術・技能の継承について支援制度を求める声が寄せられている。

市内の企業訪問等で得られた課題を基に、本市の現状に即した制度とすることで、地域資源を活かした産業の創出、石巻市独自の技術開発、販路拡大・技能継承を支援し、本市事業者の地域間競争力を高めていくもの。

(1) 主な内容

- ① 現行の補助メニュー（補助率は事業費の1/2以内）
 - ア 人材育成事業（上限 50万円）：概ね5日以上の研修会
 - イ 研究開発事業（上限250万円）：新製品の研究開発
 - ウ 情報提供事業（上限 50万円）：商品見本市への出展等
 - エ 業務支援事業（上限 50万円）：ISO等各種認証、特許、実用新案の取得

② 主な改正内容

ア 全補助メニュー共通

（ア）補助回数の制限緩和

改正前：年度に関わらず4つの補助メニューに対し、一事業者各1回

改正後：年度が異なれば同一メニューでも複数回補助が可能

(イ) 申請期限の延長

事業着手日の「30日前」までに申請から「14日前」に変更

(ウ) 対象事業者について、市内事業者と共同で事業を行う場合の東松島市及び女川町の事業者も対象としていたが、今後は市内事業所のみを対象とする。

(エ) 変更申請の要件緩和

全て必要としていたが、20%以内の経費減額及び事業の細部の変更は申請不要とする。

イ 人材育成事業

(ア) 対象事業の要件緩和

研修会日数「5日以上」から「1日以上」に変更（※1日あたりの補助上限10万円とする。）

(イ) 対象事業の拡充

社内人材による社内研修も対象とする。

③ その他

別に取扱要領に定めていた項目を交付要綱に一本化し、取扱要領を廃止

(2) 今後の予定

平成31年3月 石巻市産業創造助成金交付要綱の一部改正（平成31年4月1日施行）

石巻市産業創造助成金交付に関する取扱要領の廃止（平成31年4月1日施行）

[報告事項]

1 東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について（福祉部）

災害援護資金の申請期限については、当初期限から1年間延長し、平成31年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部改正により、更に1年間延長される見通しとなった。

災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。

(1) 主な内容

【申請期限の延長】

災害援護資金の申請期限を「平成31年3月31日」から「平成32年3月31日」までとし、1年間延長するもの。

(2) 今後の予定

平成31年2月 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の公布
（平成31年4月1日施行）

3月末 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正
（平成31年4月1日施行）

4月～ ホームページ、市報により周知

2 子どもの居場所づくり（地域子ども食堂・移動型プレーパーク）支援事業の実施について

（福祉部）

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、「孤食」・「孤立」となってしまう子どもたちへの安心できる地域の居場所づくりや子育て支援を目的とし、東日本大震災以降、地域団体やNPO団体により「地域子ども食堂」、「プレーパーク」の取組が実施されてきた。

これらの取組は、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、高齢者をはじめ地域住民の交流拠点として機能しており、地域で子どもを見守る地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている。

地域団体やNPO団体が地域における子どもの居場所づくりとして実施している「地域子ども食堂」及び「移動型プレーパーク」の運営費の一部を補助することで、子育て世代が住みやすいまちづくりの一助とするもの。

(1) 主な内容

① 地域子ども食堂支援事業補助金

【内容】

地域子ども食堂を開設、運営する団体に対し、食材費・消耗品費等事業に要する経費の一部を補助するもの。

【補助対象事業】

- ・石巻市内で地域子ども食堂を開設、運営するものであること。
- ・子どもに、無料又は低額で食事を提供すること。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできるものとする。
- ・概ね月1回以上定期的に開催し、1回当たりの実施時間を概ね2時間以上とすること。
- ・1回あたり10名以上の子どもの参加が見込めること。
- ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- ・宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とするものではないこと。
- ・地域子ども食堂の開設及び運営に関し、同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金または交付金を受けていないこと。

【補助対象団体】

- ・市内に住所を有する地域住民で組織し活動する団体、又は市内に主たる活動拠点を有する非営利団体等であり、1年以上継続して子ども食堂を運営する意志及び能力を持つと認められること。
- ・団体規則、会則その他組織の運営に関する事項を定めたものがあること。
- ・事業において、明朗な会計・経理を実施、報告できる団体であること等

【補助額】

食材費・消耗品費等補助対象経費から寄附金及び補助対象者が当該食事の代金として徴収した額を控除した額の1/2以内とする。

ア 開設経費 1団体につき 年上限5万円以内（百円未満は切り捨て）

※開設経費は、申請した年度に事業を開始する場合のみ助成するものとし、事業開始年度においては運営経費と両方を申請することができる。

イ 運営経費 1団体につき 年上限5万円以内（百円未満は切り捨て）

② 移動型プレーパーク支援事業補助金

【内容】

移動型プレーパークを開催し、運営する団体に、プレーワーカー活動費、消耗品費等事業に要する経費の一部を補助するもの。

※プレーパークとは、プレーワーカーが見守る中、子どもの自己責任を前提とした公園等における自由な遊びを実現する遊び場のこと。移動型プレーパークとは、常設のプレーパーク以外の公園等の場所において開催するプレーパーク活動をいう。

【補助対象事業】

- ・市内の公園等において移動型プレーパークを年10回以上開催し、次年度以降も継続して開催していく予定があること。また、開催にあたっては、プレーワーカーを2名以上配置すること。
- ・1回の開催時間は1時間30分以上とすること。また、1回当たりの子どもの参加人数が概ね10名以上であること。
- ・子どもの様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携をとること。
- ・営利を目的とするものではないこと。ただし、利用者から食材料等の実費相当額を徴収することはできるものとする。
- ・移動型プレーパークの運営に関し、同じ経費に対して、本補助金以外の他の補助金または交付金を受けていないこと。

【補助対象団体】

- ・市内においてプレーパークを開催し、継続的に運営する任意団体または非営利団体等
- ・定款、会則等を備えていること。
- ・補助事業について、明朗な会計・経理を実施、報告できる団体であること等

【補助額】

算定基準に基づき算定した補助対象経費について、年間開催回数に1万円を乗じた金額以内とし、年間の上限を20万円とする。

(2) 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 平成31年2月 | 市議会第1回定例会に関連予算を提案 |
| 3月末 | 地域子ども食堂支援補助金交付要綱制定（平成31年4月1日施行）
移動型プレーパーク支援補助金交付要綱制定（平成31年4月1日施行） |
| 4月～ | 補助金の申請受付開始
市ホームページ及び市報により周知 |

3 第2期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について（産業部）

平成27年1月に内閣府の認定を受けた第2期中心市街地活性化基本計画（計画期間：平成27年1月～平成32年3月）について、本計画掲載事業の進捗状況に合わせて、記載内容を変更し、内閣府の認定を受けるもの。

(1) 主な内容

【主な変更内容（全11事業）】

① 主な変更点

事業の削除：1事業

② その他の変更点（10事業）

- ア 事業実施時期の変更：7件
- イ 支援措置実施時期の変更：4件
- ウ 区域面積の変更：2件
- エ 事業名の変更：1件

1	優良建築物等整備事業 (中央二丁目4番北地区)	・事業の削除
2	優良建築物等整備事業 (中央二丁目3番A2地区)	・区域面積の変更 ・支援措置実施時期の変更(～31年度→～32年度)
3	優良建築物等整備事業 (中央二丁目3番B地区)	・区域面積の変更 ・支援措置実施時期の変更(～31年度→～32年度)
4	防災センター整備事業	・事業名の変更(「仮称」の削除)
5	にぎわい交流広場移設整備事業	・事業及び支援措置実施時期の変更 (～30年度→～31年度)
6	住吉公園整備事業	・事業実施時期の変更(26年度～→30年度～)
7	旧石巻ハリストス正教会教会堂 復元事業	・事業実施時期の変更(～29年度→～30年度)
8	文化財・旧町名表示事業	・事業実施時期の変更(～31年度→～32年度)
9	(民間)石巻に恋しちゃった	・事業及び支援措置実施時期の変更 (24年度～→24～29年度) ※事業終了
10	(民間)地域起業・新事業創出活動 拠点運営事業	・事業実施時期の変更(26年度～→26～30年度) ※事業終了
11	(民間)ピースボート「地球一周の 船旅」石巻港入港	・事業実施時期の変更(25年度→25年度～) ※事業継続決定

※計画の基本的事項(計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等)に関する変更は無い。

(2) 今後の予定

- 平成31年2月中旬 内閣府地方創生推進事務局に変更認定申請
- 3月下旬 内閣総理大臣による変更認定予定

[その他]

- ・なし

以上